

別紙

東京医科大学八王子医療センター病院長に求められる 資格・資質・能力に係る具体的基準

[資格]

1. 日本国の医師免許を有していること。
2. 臨床研修修了医師*であること。

*臨床研修が義務化された医師法改正の施行日（平成 16 年 4 月 1 日）時点において現に医師免許を受けている者及び施行日前に医師免許の申請を行った者であって施行日後に医師免許を受けたものは、臨床研修を修了した旨の医籍への登録を受けた者とみなします。

3. 厚生労働省認定の指導医講習会を受講していること。
4. 心身ともに健全で、人格が高潔、温厚であること。
5. 病院の管理運営に識見を有すること（病院内または病院外での組織管理経験）。
6. 医療安全確保のための必要な資質・能力を有すること（医療安全管理業務の経験）。
7. 過去 3 年以内に停職以上の懲戒を受けていないこと。

[資質・能力]

8. 八王子医療センターの役割と特性を理解し、地域医療、政策医療や医療連携を推進する姿勢と指導力を有すること。
9. 東京医科大学及び八王子医療センターの理念・基本方針を実行する能力を有するとともに、新病棟建設に向けて設計を進めていることを踏まえて、八王子医療センターの将来のあり方に明確な展望を持ち、リーダーシップを発揮できること。
10. 地域の医療ニーズに即した総合診療能力の高い医師の育成を図ることに積極的に取り組むことが出来ること。
11. 学校法人東京医科大学役員選任規則第 3 条第 3 号にあるコンプライアンス指針「V」に掲げる要件を過去に遵守しており、また、今後も遵守する者であること。

以上

○学校法人東京医科大学コンプライアンス指針

平成23年3月8日制定

学校法人東京医科大学コンプライアンス指針

I 本学におけるコンプライアンスの原則

- 1 役員及び教職員は、この指針に定められた事項を遵守します。
- 2 役員及び教職員は、教育、研究、診療及び事業活動に関する法令を遵守するとともに、社会規範を尊重し、高い倫理観を持ち、本学が社会から要請されていることを実現すべく努力します。
- 3 役員及び教職員は、学内規程を十分理解し、遵守するのはもとより、その精神に反するような行為はしません。
- 4 役員及び教職員は、常に建学の精神である「自主自学」と校是である「正義・友愛・奉仕」に則って自己研鑽に努めます。

II 学内における信頼関係の確保について

- 1 役員及び教職員は、互いを尊重しながら、真摯に教育、研究、診療に取り組むとともに、本学学生からの要望に対し、誠実に対応します。
- 2 役員及び教職員は、関係者の人格とプライバシーを尊重し、差別やハラスメントにつながるような言動は行いません。
- 3 役員及び教職員は、個人情報の取り扱いについて細心の注意を払い、厳正に管理します。

III 社会からの信頼の確保について

- 1 役員及び教職員は、関係法令を遵守し、適切な情報公開等により、社会からの本学に対する要請に応じ、信頼の確保に努めます。
- 2 役員及び教職員は、いかなる状況においても、他人の尊厳を傷つけるような言動はしません。
- 3 役員及び教職員は、社会的な視点から自らの行動を律し、社会から批判を受けるような行動はとりません。
- 4 役員及び教職員は、過去に本学が社会から批判されたことを教訓とし社会的信頼の保持に努めます。

IV 学外関係者からの信頼の確保について

- 1 関係する国や公的機関との良好かつ公正な関係の保持に努めます。
- 2 国や公的機関以外の外部との関係においては、透明性を保ち公明正大な対応を行います。
- 3 本学と関係先との間で、社会通念上相当とされる範囲を逸脱するような交遊は行いません。

V 社会良識による自省について

役員及び教職員は、様々な場において常に自省し、社会の良識とかけ離れないように努めます。

- 1 その行動は、法令に背いていないか。
- 2 その行動は、本学の建学の精神・理念、規程に背いていないか。
- 3 その行動は、社会良識や倫理に背いていないか。
- 4 その行動は、透明かつ公明正大か。
- 5 その行動は、事実を歪めていないか。
- 6 その行動は、社会の要請に適切に応えているか。

VI 内部通報制度

- 1 コンプライアンスの見地から問題のある行為を知った者は、「学校法人東京医科大学内部通報に関する規程」及び「東京医科大学教職員等の研究活動に係る不正行為等に関する規程」に定めるところにより、通報及び相談をすることができます。
- 2 通報・相談は、原則として、その通報者・相談者を明らかにして行うものとします。しかし、その秘密は厳守します。
- 3 通報・相談を行ったことを理由に不利益を受けた者は、コンプライアンス担当理事に対し、適切な対処を求めることができます。

VII 制裁

- 1 本学は、この指針に背く行為を行った者に対し、就業規則等に従って厳正な処分をします。ただし、通報者・相談者自身が当該不正行為等に加担し、制裁等の対象になる場合はこの限りでは

ありません。

- 2 本学は、この指針に背く事実があったときは、本学内外に対し適切な情報公開を行い、その説明責任を果たします。
- 3 この指針に背く行為については、本学の組織を挙げて、当該事実の解明、原因の探求、事態の是正、再発の防止等の措置を講じます。

附 則

- 1 この指針は、平成23年3月8日から施行します。
- 2 この指針は、理事会において適宜見直すものとし、これが改正されたときは速やかにその周知を行います。